

議案第5号

あきる野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるため、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険条例（平成7年あきる野市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。